

サブスクビジネスを めぐる法律実務

—サブスクリプション・フリーミアム・シェアリングエコノミー等—

編著 石原 一樹 (弁護士)

新日本法規

第2 サービス類型別法務上の留意点

1 ITサービス

[38] クラウド会計サービスの留意点は

Q

クラウド会計サービスを開始しようと考えているのですが何か法律上注意すべき点がありますか。

A

クラウド会計サービスを行う場合、銀行法上の「電子決済等代行業者」に当たり、同法上の義務責任を負います。

解説

1 クラウド会計について

クラウド会計サービスとは、インターネット上のクラウドを利用する会計サービスです。クラウド会計サービスには、預金取引や購入履歴、利用履歴を自動的に取り込み、人工知能を活用したコンピュータが自動的に最適な仕訳を判断して処理するといった機能が含まれています。従来は、会計ソフトのソフトウェアを購入して会社のパソコンにインストールしなければならず、当該ソフトウェアがインストールされたパソコンでなければ会計ソフトを利用することができませんでした。これに対して、クラウド会計サービスは、インターネットにアクセスしIDとパスワードを入力すれば、どんな端末からも会計データにアクセスできるため、近年増えてきているリモートワークなどにも適しているといえます。

クラウド会計サービスのメリットとして、常に最新のソフトが利用

できる、リアルタイムで会計データが確認できる、他のサービスとの連携ができる、簿記や経理の知識がなくとも使いやすいといった点が挙げられます。

2 クラウド会計の法的問題点について

クラウド会計サービスを行うときに注意しなければならない点として、銀行法上の電子決済等代行業に該当するか否かを検討する必要があります。

電子決済等代行業とは、①「銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。」若しくは②「銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）」のいずれかを営業として行うことをいいます（銀行2⑰）。

銀行に預金口座を開設している人の委託に基づき、当該銀行に預金の移動を伝達することを業とする事業（決済指図伝達事業）を行う場合は上記の①に、銀行に口座を開設している人の委託に基づき、家計簿アプリなど当該銀行から口座情報を取得し、その情報を預金者などに提供することを業とする事業（口座情報利用事業）を行う場合は②に該当します。クラウド会計サービスを行う場合は、どちらかに当てはまる可能性が高いことから、注意が必要です。

そして、電子決済等代行業を行う場合は内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（銀行52の61の2）。この登録に関しては、登録拒否事項が多数定められています（銀行52の61の5）。例えば、財産的基礎を有しない、電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない等が挙げられています。

登録後の義務としては、①電子決済等代行業者の商号や権限、損害賠償責任に関する事項等を利用者に説明すること（銀行52の61の8）、②銀行との間での電子決済等代行業に係る契約（銀行52の61の10）、③帳簿書類・報告書の作成義務等（銀行52の61の12・52の61の13）などが挙げられます。また、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めた場合、立入検査や業務改善命令を受ける可能性があります（銀行52の61の15・52の61の16）。

そして、登録を受けず電子決済等代行業を行った場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、資料等を作成していなかったり虚偽のものを提出した場合、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に科せられることがあります（銀行61・63）。

メモ

○電子帳簿保存法との関係

税法上、保存が義務付けられている国税関係帳簿書類について、電子帳簿保存法の要件を満たす場合、電子データによる保存が可能です。

利用者としては、紙で保管しなくてよいという点で大きなメリットがあるため、クラウド会計サービスを行う場合は、電子帳簿保存法が適用されるように検討した方がよいでしょう。

第2 税務上の留意点

[61] サブスクリプションに関する法人税の取扱いは

Q

サブスクリプションサービスについて、法人税計算上の取扱いを教えてください。

A

販売者が法人税計算を行うに当たっては、課税所得計算上の益金（税務上の収益）をどのように計算するかという点が論点となります。結論から言うと、課税所得計算上の益金は、基本的には会計上の売上額が用いられます。したがって、2021年4月1日以降開始事業年度から、新収益認識基準が適用となり、当該基準に基づいて計上された売上額が益金となります（新収益認識基準の適用については[59]参照）。なお、国税庁資料によると、中小企業（監査対象法人以外）については、引き続き従前の企業会計原則に則った会計処理も認められ、従前の取扱いによることも可能とされています。

解説

法人税法上、収益に関しては、以下のような定めがあります。

- ・内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の売却、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする（法税22②）。

- ・法人税法22条2項に規定する当該事業年度の収益の額及び同条3項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする（法税22④）。

法人税法22条4項により、税務上の収益の額は、基本的には、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されると規定され、会計上の取扱いが参照されています。そのため、2021年4月1日以降開始事業年度からは、新収益認識基準に従った会計処理が、税務上の収益の額となります。また、新収益認識基準の導入に伴い、法人税法や法人税基本通達の改正が行われていますが、法人税基本通達の改正に際して、新会計基準は収益の認識に関する包括的な会計基準であり、履行義務の充足により収益を認識するという考え方は、法人税法上の実現主義又は権利確定主義の考え方と齟齬を来すものではなく、原則としてその新会計基準の考え方を取り込んでいくとされています。

なお、中小企業（監査対象法人以外）については、引き続き従前の企業会計原則に則った会計処理も認められ、従前の取扱いによることも可能とされています（国税庁「『収益認識に関する会計基準』への対応について～法人税関係～」（平成30年5月））。

[66] 専門家相談サービス (専門家×サブスクリプション)

概 要	<ul style="list-style-type: none">・月額定額制・医者などの専門家に対して匿名で相談できる・専門家による相談に対する回答の閲覧し放題・専門家の指名等も可能
-----	--

法務上のポイント

1 専門家相談サービスについて

専門家相談サービスは、医師、薬剤師、カウンセラー等の専門家に対して、月額料金制で相談できるサービスです。具体的には、匿名により専門家に相談したいことを投稿し、それに対して専門家が回答するといったサービスや専門家がこれまでにした回答が閲覧できるなどのサービスが考えられます。

専門家による相談サービスは、インターネットの普及により真偽不明の情報が散在する中で、真実性の高い情報を取得したいというニーズを満たすものであり、今後拡大することが想定されます。

また、これまで場所的な制約により専門家に相談することが困難だった人にも、月額の安価な料金で利用可能となることから、専門家がより身近な存在となることが期待できます。

2 法務上の問題点について

(1) 提供できるサービスの範囲

専門家相談サービスを行う上で留意しなければならないのは、当該

相談としてどこまで行うことができるかという点があります。

例えば、医師による相談の場合、遠隔健康医療相談（医師－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行う行為。相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的判断は伴わないもの。）は、チャット等テキストのみによりすることが可能ですが、オンライン診療（医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。）や、オンライン受診勧奨（情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。）はチャット等のテキストのみによっては行うことができないとされています（厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」平成30年3月（令和元年7月一部改訂））。

このように、専門家の業務によってはテキストベースの回答ができないおそれがあるため、どのような内容であれば回答可能かを慎重に判断し、また、当該回答のみを行うことを利用規約やガイドライン等で明記することが求められます。

（2） 回答者として適切かどうかの確認

さらに、相談に対する回答によっては専門的判断が必要なことから特定の資格を持った者しか当該判断を伴う回答ができない場合があります。

例えば、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」（平17・7・26 医政発0726005）に該当する行為は「医行為」（医師17）に当たるとして、

医師でなければできないとされています。

このように、特定の資格を持った者しかできないような回答を提供する場合、事前に回答者に資格の確認をして上で会員登録をしてもらう等の手段により、有資格者のみが直接回答する仕組みを作る必要があります。

(3) 投稿内容の著作権と第三者権利侵害

利用者との関係においては、利用者が投稿した投稿内容の権利が問題となります。投稿内容に著作権が認められるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」である必要があります（著作2①ー）。そのため、質問等の短い文章は創作性がないとして著作物と認められない可能性が高いですが、一つ一つの投稿に著作権があるか判断することは事業者にとって時間がかかるため、利用規約に「利用者は、本サービスに投稿した投稿に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）を当社へ譲渡します。利用者は当該投稿に関して著作者人格権を行使しないものとします。」といった条項を含め、利用者から投稿内容に関する権利を譲渡してもらうことが考えられます。

また、利用者が行った投稿が第三者の権利を侵害したもの（例えば、第三者の写真を無断で投稿することや、第三者の実名等プライバシーに関わることを投稿するなど）であった場合に備えて、利用規約において、禁止事項として「第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為」を含めることが考えられます。

(4) 責任の所在の明確化

以上に加えて、投稿に関して、利用者が誤った事実又は虚偽の事実に基づいて質問をし、その事実を基に専門家が回答し、利用者がその回答に従ったことによって損害を受けた場合に備えて、利用規約に、

「質問が誤った事実又は虚偽の事実に基づいたものである場合、回答に対して回答者及び当社は責任を負わない」等の条項を入れることも考えられます。

会計・税務上のポイント

1 消費税の取扱い

月額固定のサービス利用料金の設計であれば、相談する側のユーザーから徴収することで足りませんが、その他に個別に費用が発生する場合、消費税の取扱いに注意が必要です。

例えば、医師による診察の場合、自由診療行為や処方薬などは消費税課税取引に該当し、社会保険診療は非課税取引に該当します。

診療報酬や薬価等の点数上乘せによって対応しているようですが、相談する側のユーザーからの相談料などを収納代行によって決済する場合、課税取引と非課税取引を区別して決済処理を実施できるようにする必要があります（厚生労働省「消費税と診療報酬について」）。

2 源泉所得税の取扱い

弁護士や税理士の報酬については、支払う側が法人等の場合に、源泉徴収義務が発生します。特定の専門家に特化したサービス設計をする場合は、処理があまり複雑にはならないと思いますが、他業種を取り扱う場合には、どの取引が源泉徴収の対象となるのかを把握しておく必要があります。

また、契約内容にもよりますが、源泉徴収の対象者を明確にしておく必要もあります。



新日本法規